

参自発 1218 第 4 号
令和 5 年 12 月 18 日

関係団体 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 5 年度「自殺対策強化月間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年 3 月は各月の中でも最も自殺者が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間において集中的な啓発活動を推進しています。

については、貴団体におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺対策強化月間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、1 月下旬を目途にお送りする予定ですが、3 月の自殺リスクの高まり

に対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（2月中）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願いいたします。

あわせて、自殺対策強化月間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や貴会員等への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴団体が令和5年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により1月31日（水）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺対策強化月間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。なお、通年で実施されている取組については登録不要です。
- (2) 複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺対策強化月間における全国一斉相談会

概要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

(実施箇所：全国47箇所の地方■■局)

(参考) 令和5年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r5_jisatsuyoboushukan.html

【本件連絡先】

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：宮本、椎野、若松、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp